# ○環境審議会の委員について

- ・委員については25人以内で組織し、任期は2年です。
- ・公募の委員をはじめ、商業、工業、林業、市民団体、県(環境、農林事務所、 土木事務所)等に委員を推薦依頼し、市長が委嘱。
- ・年2回を予定
- ・任期は平成26年1月から平成27年3月末日

## - 恵那市環境基本条例抜粋 -

## (環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境 基本計画を定めなければならない。
- 2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映する ために必要な措置をとるとともに、恵那市環境審議会(以下「審議会」という。)の 意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画を変更しようとする場合に準用する。

### (審議会の設置)

- 第15条 環境基本法 (平成5年法律第91号) 第44条の規定に基づき、審議会を設置する。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。
  - (1) 環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項
  - (2) 環境基本計画を定め、又は変更する場合の意見に関する事項
  - (3) 環境調査、評価、監査等の結果に関する事項
  - (4) その他環境の保全等に関し、市長から意見を求められた事項
- 3 審議会は、環境行政に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長 その他関係機関に助言及び勧告をすることができる。

#### (組織)

- 第16条 審議会は、25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、生活、自然、社会又は地球環境問題について識見を有する者のうちから、 市長が委嘱する。

### (委員の任期)

- 第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

# (会議等)

- 第19条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。
- 5 第15条から前条まで及び第1項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に 関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の抜粋 -

#### (報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

#### (費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として 支給する。

区分		報酬		費用弁償
	環境基本計画に 関して専門的識 見を有する委員			旅費条例に規 定するその他 の職員に支給 される旅費相 当額
	その他の委員		3,000円	